（住民基本台帳法の一部改正）

第四十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十七の八の項を次のように改める。

七十七の八　削除	

（社会保険労務士法の一部改正）

第四十九条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十八号を次のように改める。

二十八　削除	

（消費税法の一部改正）

第五十条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表石炭鉱業年金基金の項を削る。

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正）

第五十一条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十八号」を「第十七号」に改め、同条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七十六の項を次のように改める。

七十六　削除	

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五十三条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九十六号中「、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金」を「及び国民年金基金連合会」に改める。

（地方税法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　旧石炭鉱業年金基金については、附則第四十三条の規定、附則第四十四条の規定（附則第一条第一項第十五号に掲げる改正規定に限る。）及び附則第四十五条から前条までの規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、第十五号施行日から当該旧石炭鉱業年金基金の清算結了の登記の時までの間は、なおその効力を有する。

一　地方税法第七十二条の五第一項第五号（石炭鉱業年金基金に係る部分に限る。）

二　社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項、第三条第一項、第九条第一項、第十九条、第三十条第一項並びに第三十二条第一項、第二項及び第五項並びに附則第十四項

三　所得税法第三十一条第二号、第三十五条第三項第一号及び別表第一石炭鉱業年金基金の項

四　法人税法別表第二石炭鉱業年金基金の項

五　登録免許税法別表第三の十四の項

六　住民基本台帳法別表第一の七十七の八の項

七　社会保険労務士法別表第一第二十八号

八　消費税法別表第三第一号の表石炭鉱業年金基金の項

九　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項及び第二項第十五号

十　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表七十六の項

十一　厚生労働省設置法第四条第一項第九十六号

（政令への委任）

第五十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則別表第一

令和十年四月一日以前	一・〇〇〇
令和十年四月二日から令和十一年四月一日まで	〇・九六二
令和十一年四月二日から令和十二年四月一日まで	〇・九二三
令和十二年四月二日から令和十三年四月一日まで	〇・八八五
令和十三年四月二日から令和十四年四月一日まで	〇・八四六
令和十四年四月二日から令和十五年四月一日まで	〇・八〇八
令和十五年四月二日から令和十六年四月一日まで	〇・七六九
令和十六年四月二日から令和十七年四月一日まで	〇・七三一
令和十七年四月二日から令和十八年四月一日まで	〇・六九二
令和十八年四月二日から令和十九年四月一日まで	〇・六五四
令和十九年四月二日から令和二十年四月一日まで	〇・六一五
令和二十年四月二日から令和二十一年四月一日まで	〇・五七七
令和二十一年四月二日から令和二十二年四月一日まで	〇・五三八
令和二十二年四月二日から令和二十三年四月一日まで	〇・五〇〇
令和二十三年四月二日から令和二十四年四月一日まで	〇・四六二
令和二十四年四月二日から令和二十五年四月一日まで	〇・四二三
令和二十五年四月二日から令和二十六年四月一日まで	〇・三八五
令和二十六年四月二日から令和二十七年四月一日まで	〇・三四六
令和二十七年四月二日から令和二十八年四月一日まで	〇・三〇八
令和二十八年四月二日から令和二十九年四月一日まで	〇・二六九
令和二十九年四月二日から令和三十年四月一日まで	〇・二三一
令和三十年四月二日から令和三十一年四月一日まで	〇・一九二
令和三十一年四月二日から令和三十二年四月一日まで	〇・一五四